

# 子ども子育て官民連携事業における 佐世保市と子ども食堂との連携について



佐世保市 子ども未来部 子ども政策課

佐世保市  
子育て応援



# 佐世保市子ども未来部組織図

## すこやか子どもセンター 子ども子育て応援グループの設置について

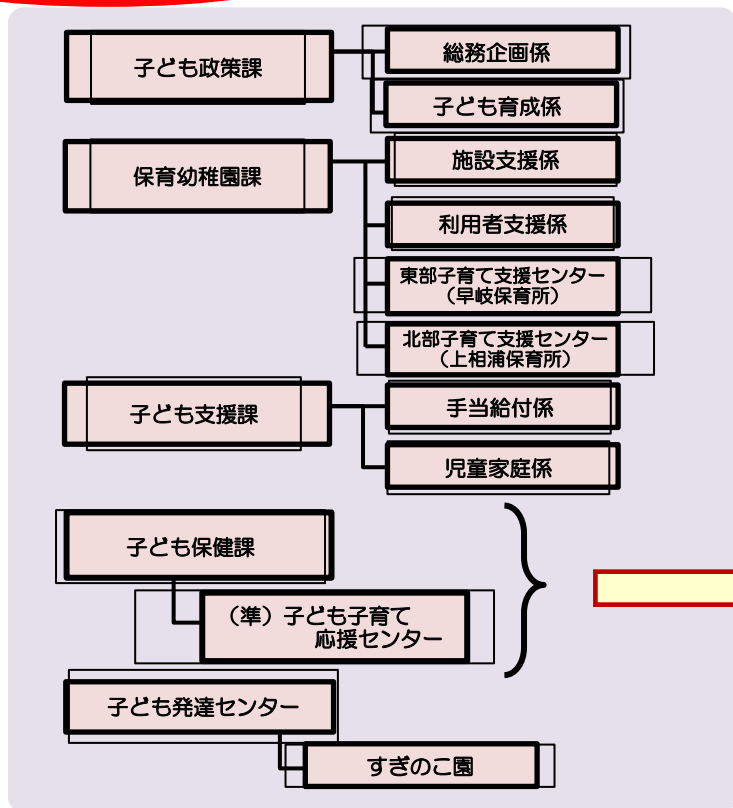
### ●これまでの経過

児童福祉法一部改正により、「**子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**」として、市町村において、**子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）**の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に努めること**とされた。

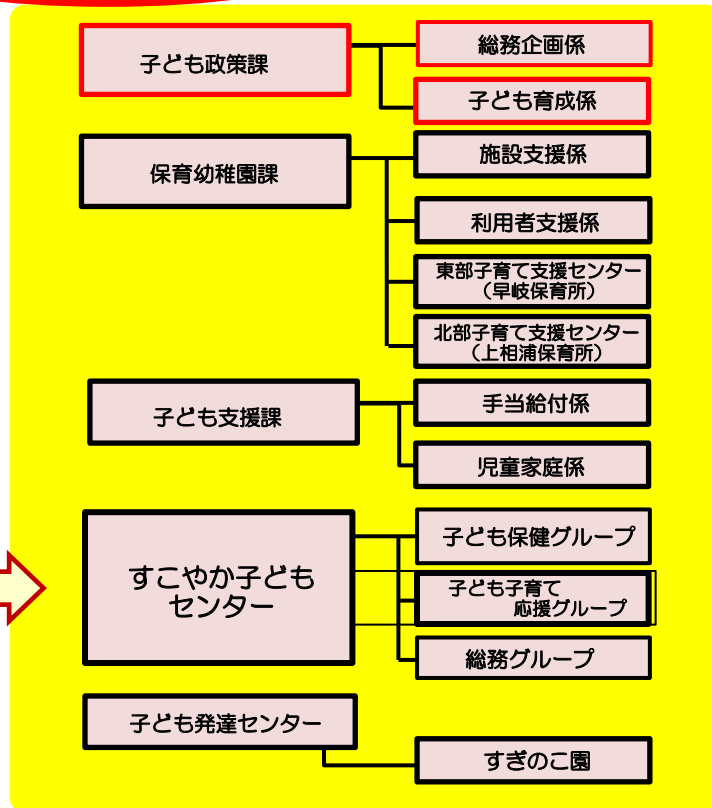
### ●本市における「こども家庭センター」について

本市における「こども家庭センター」については、**既存の「子ども保健課」を中心とした組織体制とすることとし、母子保健と児童福祉による相談・支援機能の一体化への取り組みを進めていく。**

### 令和5年度まで



### 令和6年度から



# 子ども子育て官民連携事業 1/2

## (1) 支援対象児童等見守り強化事業

【児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（国庫補助金・2/3）】

### ◆子どもの見守り（対象児童等）

- ①要保護児童対策地域協議会の支援対象児童
- ②子ども食堂が把握している地域社会から孤立しているひとり親家庭など

### ◆見守りの方法と報告

- ①子ども食堂での食事の提供や居宅への訪問を通じて子ども等の状況を把握し、必要に応じ基本的な生活習慣の習得支援や生活指導等を実施。
- ②①について、子ども未来部に報告

### ◆見守り状況の報告内容

- ・対象児童名
- ・対象児童の区分（未就学・小学生・中学生）
- ・見守り状況

\*「佐世保市児童虐待防止マニュアル」の児童の観察ポイントを参考に、気がかりな事項を報告書に記載

#### 《観察ポイントの例》

- |                           |                |
|---------------------------|----------------|
| ○不衛生で衣類の汚れ、異臭がある          | ○子どもがいつも元気がない  |
| ○家に帰りたがらない                | ○子どもだけであることが多い |
| ○親が子育てに困っている              | ○家庭環境の心配がある    |
| ○食事をむさぼるように食べたり、何度もおかわりする |                |

## 子ども子育て官民連携事業 2/2

### (2) 地域こどもの生活支援強化事業

(令和5年度：つながりの場づくり緊急支援事業)

【地域子供の未来応援交付金（国庫補助金・2/3）】

#### ◆子どもの見守り（対象児童等以外）

支援対象児童等見守り強化事業の要支援登録対象外となった児童等

#### ◆長期休みによる子どもの居場所

子ども食堂を通して夏休み・冬休み等に子どもたちの居場所を提供

#### ◆学習支援及び生活支援

学習習慣の定着につなげるなどの学習支援及び衣食住の生活支援や相談

#### ◆フードパントリー

ひとり親家庭や生活困窮世帯など様々な理由で日々の食品や日用品が入手困難な方に対して無料で提供

# 令和5年度 事業の実績

## (1) 支援対象児童等見守り強化事業

### ○ 子ども食堂・食材提供等

実施回数：100回

延利用者数：5,499人

（内訳 子ども 3,155人、保護者 1,506人、その他 838人）

### ○ 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童及び保護者への支援

支援回数：167回

支援対象世帯数：13世帯（支援対象者内訳：子ども37人、保護者18人）

## (2) 地域のこどもの生活支援強化事業

実施回数：110回

①弁当・食材配布、宅配：614人

②長期休みによる子どもの居場所の提供：485人

③学習支援及び生活支援等：94人

④フードパントリー：24回

# 佐世保市子ども未来部組織図

## すこやか子どもセンター 子ども子育て応援グループの設置について

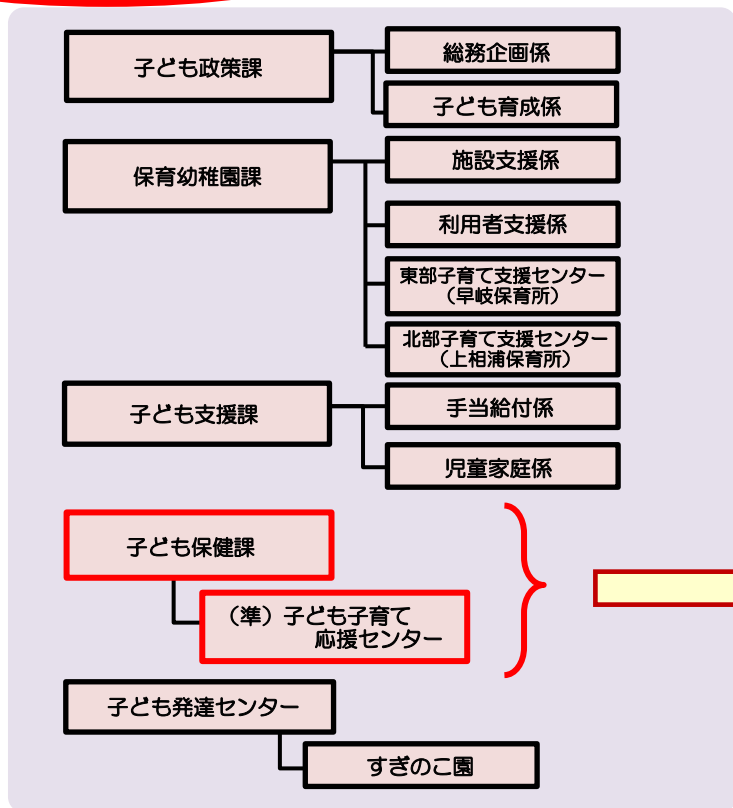
### ●これまでの経過

児童福祉法一部改正により、「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」として、市町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

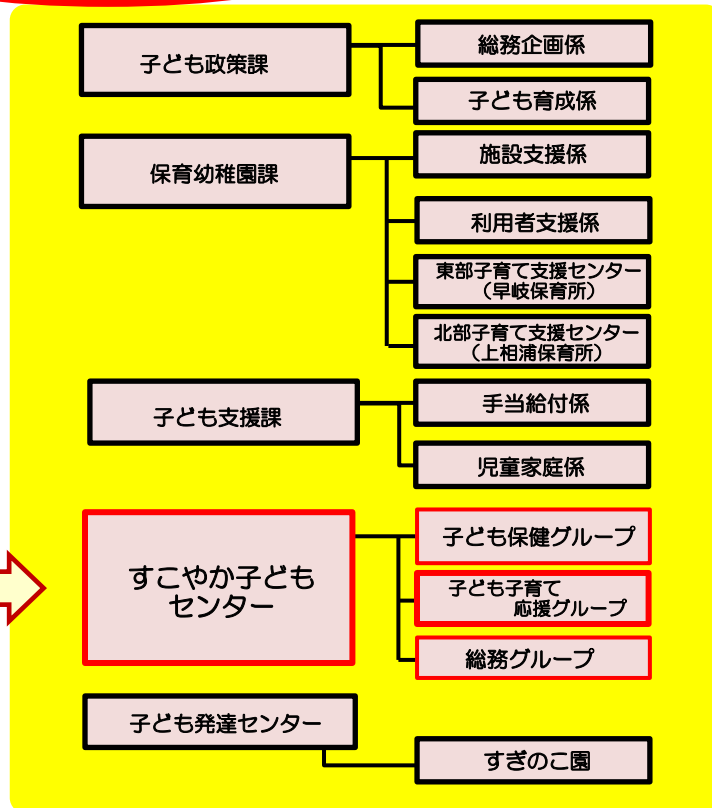
### ●本市における「こども家庭センター」について

本市における「こども家庭センター」については、既存の「子ども保健課」を中心とした組織体制とすることとし、母子保健と児童福祉による相談・支援機能の一体化への取り組みを進めていく。

### 令和5年度まで



### 令和6年度から



## すこやか子どもセンター子ども子育て応援グループの主な業務

- 子どもに関する総合相談窓口
- 妊娠中からの切れ目のない子育て支援
- 市、児童相談所は「児童虐待等の通告、相談先」
- 要保護児童対策地域協議会  
(子どもの支援のためのネットワーク)
- DV相談、家族問題の支援
- 子育て短期支援事業 養育者の疾病等の理由により1週間を限度として児童養護施設等で児童を預かる。
- 助産施設措置事業 経済的な理由により入院助産を受けることのできない妊産婦の支援事業
- 児童虐待防止等に関する市民への周知 市役所のホームページ等

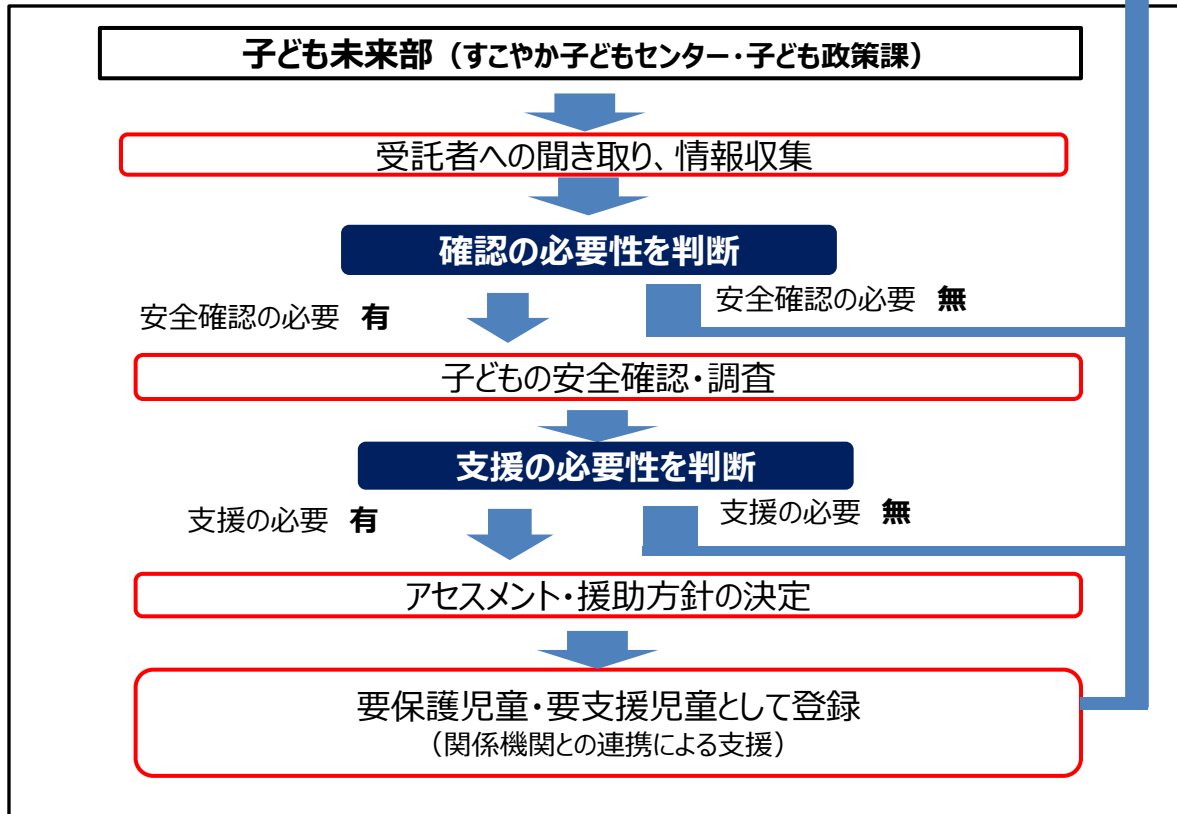


# 支援対象児童等見守り強化事業の実施フロー



○受託業者、子ども政策課及びすこやか子どもセンターと月に1回報告会を開催

見守り状況及び事業実施の報告



子ども食堂・居宅への訪問による見守り継続



## 支援対象児童見守り強化事業の効果

- お互いに対等な関係を築く
- 安定した対応をする安心感を与える
  - 対象家庭の精神的な安定
- 見守る
  - ⇒指導的にならず、一緒に考えていく。方向づけをする。  
時には枠組みが必要。
  - 家庭自体の相談する力、解決力、精神面の成長。
- 承認する（特に思春期～）
  - ⇒尊重されることで、安定した人間関係を築く



## 佐世保市と子ども食堂との連携の強み

- ・行政だけでは支援しづらい、きめ細やかな支援ができる。
- ・公的な機関には敷居が高く相談しづらい家庭も子ども食堂につながり公的機関への相談につながる。
- ・行政での支援が終了した方も、地域での見守りが継続できる。

